

富田林市要綱第41号

富田林市障がい者雇用会議設置要綱

富田林市障がい者雇用会議設置要綱（令和3年富田林市要綱第51号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 この要綱は、本市における障がい者就労を推進するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第6条の規定に基づき、障がい者の雇用について事業主等その他市民一般の理解を高めるほか、事業主、障がい者その他の関係者に対する援助の措置等総合的な障がい者就労及び障がい者雇用環境の推進を図るため、富田林市障がい者雇用会議（以下「雇用会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 雇用会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1） 障がい者の雇用状況及び就労支援の情報共有に関する事項
- （2） 障がい者の雇用推進に係る啓発活動及び研修活動に関する事項
- （3） 障がい者を雇用しようとする企業への支援に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 雇用会議は、委員20人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 障がい者等及びその家族
- （2） 障がい福祉サービス関係者
- （3） 保健・医療関係者
- （4） 雇用主関係者
- （5） 関係行政機関の職員
- （6） 学識経験を有する者
- （7） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 雇用会議の委員の任期は、委嘱の日から3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 雇用会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を総理し、雇用会議を代表する。
- 4 副会長は会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(雇用会議)

第6条 雇用会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、原則として年2回とし、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 会長がやむを得ない事情があると認める場合は、文書その他の方法による持ち回りの会議を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、会議を招集する必要がないと会長が認める場合も同様とする。

(雇用検討会議)

第7条 雇用会議は、第2条に規定する所掌事務について、必要な調査、検討等を行わせるため、雇用検討会議を置く。

- 2 雇用検討会議は、第3条第2項各号に掲げる者に準じる実務担当者で構成する。ただし、委員を構成員とすることを妨げない。
- 3 雇用検討会議の会議は、原則として年6回とし、会長が招集し、主宰する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、第2項に規定する構成員以外の者を雇用検討会議の会議に出席させ、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(部会の設置)

第8条 雇用検討会議は、必要に応じて個別課題を整理及び検討を行うために部会を設置することができる。

- 2 部会の構成及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第9条 雇用会議及び雇用検討会議の構成員並びに会議に出席した者は、職務上知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 雇用会議の事務局は、雇用施策担当課及び障がい福祉施策担当課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、雇用会議の運営に関し必要な事項は、

会長が雇用会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる雇用会議の会議の招集は、市長が行う。